

今後の保育制度改革に関する意見書

急激な少子化が進行する中、子どもを安心して生み育てる環境の整備は、重要であり、なかでも待機児童対策を含む保育施策の充実は、喫緊の課題であるが、この長引く不況の影響により保育所に入れなかった待機児童は、今年四月一日時点で、全国で、二万六千人を超え、三年連続で増加し、東京では、最多の八千四百三十五人という深刻な数値になった。

最近、両親が共にフルタイムで働いても保育園に入れなかった状況から「保育難民」という言葉まで生まれ、保育、子育て支援施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。

こうした中、国の保育制度改革の議論では、直接契約方式の導入や最低基準の見直し、さらには、「保育に欠ける」という入所要件の撤廃まで取りざたされており、現在、検討されている内容は、効率だけが優先され、保育の地域格差や保育の質の低下を招くことにつながりかねなく、経済的な問題から子ども達が必要な保育を受ける事が出来ない状況も生じ、公的な責任が、後退する恐れも懸念されている。

よって、本区議会は政府に対し、今後の保育制度改革では、まず子どもの立場に立ち、地域の実情を踏まえた上で、保育の質をしっかりと守りながら、全ての子ども達の健やかな育ちを保障し、子育て支援や保育環境を拡充していくために左記事項を強く求めるものである。

記

一、今日までの保育制度が果たしてきた役割を踏まえ、今後のあり方の検討に当たっては、児童福祉法の理念が崩壊しないように、実施責任を持つ地方自治体や保育団体との意見交換など十分に行い、理解を得ながら進めること。

二、保育需要の増大がこれからも予想される中、地方自治体が、認可保育園の新設や待機児解消に向けた取り組みが出来るように、国が必要な予算措置を取り、安定した財源を確保すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十月八日

東京都北区議会議長 宇野 等

内閣総理大臣 菅 直 人 殿

厚生労働大臣 細 川 律 夫 殿